

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術

（令和7年1月1日～令和7年12月31日の1年間に当院で実施した当該手術件数）

1. 医科点数表による手術

手術の区分・項番			手術件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	1
	イ	黄斑下手術等	34
	ウ	鼓室形成手術等	3
	エ	肺悪性腫瘍手術等	1
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	5
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	11
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	7
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	46
区分4	-	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	275
その他	ア	人工関節置換術	64
	イ	乳児外科施設基準対象手術（1歳未満の乳児に対して行うもの）	1
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	1
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈形成術	27
		1. 急性心筋梗塞に対するもの	2
		2. 不安定狭心症に対するもの	2
		3. その他のもの	23
		経皮的冠動脈粥腫切除術	1
		経皮的冠動脈ステント留置術	71
		1. 急性心筋梗塞に対するもの	6
		2. 不安定狭心症に対するもの	6
		3. その他のもの	59

2. 歯科点数表による手術

手術の区分・項番			手術件数
区分3	イ	舌悪性腫瘍手術（切除）	1

3. 緊急整復固定加算 及び 緊急挿入加算に係る院内掲示

手術の区分・項番			手術件数
		大腿骨近位部骨折後48時間以内に実施した手術	1